

答弁 1

I. 県に賠償を求めた訴訟に関する和解について

(1) 今回の事案が起きた原因について

<答弁> 知事

私の方には、和解案件について2点御質問がございました。まず初めに、この事案に対しまして、亡くなられた職員と、そのご遺族に対して、改めて哀悼の意を捧げるものであります。組織を預かる私としましても、このような事態が生じたことには、誠に痛恨の極みでございました。

この事案については、亡くなられた職員が、当時どのような業務に従事されていたのか、どのように仕事をしておられたのか、そしてまた上司の指導の内容はどうかといったことにつきまして、聴き取り調査等を行いました。亡くなられた職員は、限られた期間の中で新たな施設整備を行うという重要かつ難しいプロジェクトに携わっておられました。また、ご本人にとっては、県職員としての経験年数が少なく、不慣れな業務で、あったこともあって、業務が大変負担になり、長時間の時間外労働に至ったものではないかというふうにも思われるわけであります。

また、こうした困難なプロジェクト業務を進めていくうえで、上司から業務に対する指導がなされておったわけでありますけれども、その中には、本人の理解度や対応力等を十分踏まえないもの、過度に感情的なものが含まれており、私どもとしては不適切な指導があったというふうに認識をいたしております。

このように、本件につきましては、本人が十分な経験がないまま困難な業務を任されたこと、少人数の職員が狭く独立した執務室で、業務を行っていたことによる精神的負担、そしてこれに伴う長時間の時間外勤務、さらには上司の不適切な指導などによって精神疾患を発症させることによったものではないかというふうに考えておるわけでございます。

<再質問 答弁> 知事

先ほどの答弁で申し上げましたように、今回の事態の原因は様々な要素がありますが、当然この県庁の組織に関わる、組織運営に関わる、あるいは労務運営に関わるというのがあるわけございまして、そういった意味では、当然私としては責任を感じておるということでもあります。更に、上司による不適切な指導があったということも確認しておるところでございます。そうしたことから、今回和解に応じさせていただいている、その結果として議会に一定の支出をお願いするということになっているわけでございます。

そういう意味では私としては大変申し訳ないと思っているというのが正直なところでございます。

今回の事案につきましては、いずれ私自身も含めて、関係者の責任処分を行いたいというふうに思っておりますし、同時に指摘ありましたような再発防止策に関して見直しをしながら、一段の対策をあわせて、そのタイミングで発

表させていただくということも考えております。

(2) 再発防止策 と、トップとしての責任の所在について

<答弁> 知事

次に、対策や時間外勤務の管理に関する取組み、責任ということについてお尋ねがございました。上司の部下に対する指導のあり方につきましては、従来から、新任の管理監督者や係長など、上司の立場に置かれる者に対して、パワーハラスメントの現状や被害者の心理状況などの理解を深めるとともに、具体的なケースを想定した指導方法などについて研修を強化してまいりました。さらに、今回の事案を踏まえて、階層別研修や人事担当課長会議などにおいて、具体的な言動も含めて、監督者の責務、職員が留意すべき事項を説明するとともに、部下から相談があった場合の対応方法や、被害者・加害者との面談の方法について周知 しているところでございます。

次に、職員数につきましては、平成 17 年度から 5 年間に亘る行財政改革大綱、平成 22 年度から平成 24 年度に取り組んだ行財政改革アクションプランに基づいて、行政運営の効率化を図るべく、組織の見直し、職員数の削減を進めていったところでございます。その結果、平成 17 年度の職員数と比較いたしますと、ざっと 900 人、率にして概ね 18%前後の削減をいたしました。その後は概ね同程度の規模を維持して推移をしているということでございます。そうした中で、新たな政策課題に対応するとともに、県民サービスが低下しないように、例えば、今年度では、6名の職員からなる発達障害者支援センターを新設し、成人期の発達障害に対する相談や就労支援を充実させているところでございます。

今後については、当面は、概ね現在の職員規模をベースとして維持しながら、効率的でメリハリをつけた組織運営にさらに尽力をしていきたいというふうに考えております。

次に、長時間の時間外勤務に関しましては、これまでもノー残業デーの設定、在庁時間が特に長い個々の職員に対する個別指導、夜間や休日の巡回指導、所属長による時間外勤務の事前命令の徹底などを行ってきたところでございます。こうした取組みにより、職員の意識が、不要不急な時間外勤務を縮減していく方向に向かうことを期待しているわけでございます。今年度の上半期について見ますと、現地機関におきましては前年度に比べ時間外勤務時間が減少しております。

しかしながら一方、本庁で見ますと、約 37%の所属において前年度に比べ時間外勤務時間が減少しておりますけれども、他の 63%につきましては、例えば花フェスタ 2015 ぎふ、あるいは全国育樹祭など全庁的なビッグプロジェクトの推進、あるいは例えば杭打ちデータの改ざん問題等々早急に対処すべき課題への対応、こういった理由から増加してきておりまして、本庁全体として時間外勤務の縮減に至っていないというのが実情でございます。

こうした業務量の増加につきましては、業務の進め方の見直しとともに、これまで以上に業務の実情に応じて前広に応援職員を増やすなど、きめ細かい対応を図っていく必要があるというふうに考えております。さらに平成28年度からは、労働安全衛生法の改正を踏まえ、全職員に対するストレスチェックを実施し、職員の一人ひとりの状況をより一層丁寧に把握することとしております。

以上申し上げましたとおり、組織管理、労務管理の改善、改革について、対策の実効性について不断に見直すという姿勢のもとで、より一層徹底し成果が上げられるよう力を注いでいくことが、私の責任であるというふうに考えております。

Ⅱ. 地域医療構想と診療報酬改定を見据えた来年度以降の医療政策について

(1) 地域包括ケアシステムづくりの標題と今後の取組みについて

<答弁> 健康福祉部長

住み慣れた地域で、人生の最後まで、暮らし続ける地域包括ケアシステムの実現に向けては、次の3つが課題と考えております。

まず、訪問サービスや通所サービスを含めた介護の受け皿整備を行う必要があります。これを支えるための人材確保が重要な課題です。このため、積極的に人材育成などに取り組む介護事業者を認定する制度などを推進してまいります。次に、終末期を含めて在宅で安心して医療を受けられる体制整備が課題であり、県医師会と協働し、多職種連携チームの立上げや遠隔診療システムの構築などを進めてまいります。最後に、生活支援や介護予防に向けた取組みも重要な課題と考えております。このため、制度外サービスを担う団体に対する活動継続の支援や人材育成のための研修等を検討してまいります。

(2) 在宅の重症心身障がい児者の支援体制について

① 県総合医療センターにおける支援体制について

<答弁> 健康福祉部長

県総合医療センターでは、平成28年3月の開所に向けて、18歳未満を対象とする重症心身障がい児施設「すこやか」として30床の病床整備が進められていますが、昨今は人工呼吸器が必要な重い障がいを負った方でも在宅生活が主流となっていることから、在宅支援機能も充実することとしております。具体的には在宅移行に時間がかかる新生児集中治療室等退院児の保護者を対象に、在宅での介護方法のトレーニングや心のケアや励ましといった精神面のサポートを行う在宅移行支援入所を実施する他、レスパイトケアのための短期入所について空床を活用した2床を用意することとしております。

② 上乗せ補助金の今後について

<答弁> 健康福祉部長

入院時の診療報酬と福祉の介護給付費との差額補填を目的とした、重症心身

障がい児者等短期入所報酬差額補助事業については、受入れを行う医療機関が平成25年度の7ヶ所から12ヶ所に拡大するなどの成果が見られるほか、特に経営規模の小さいクリニックを中心に、重要な補助金との評価を頂いております。しかし、差額補助の仕組みでは国の基金が活用できない、医療機関のみ対象などの課題があることから、来年度からは利用実績に応じた補助という基本部分は維持しつつ、対象に福祉事業所を加えるとともに、給付の仕組みについても所要の見直しを行い、現在と同程度の助成制度を念頭に検討を進めているところです。

③支援体制がまだ不十分な地域における対策について

<答弁> 健康福祉部長

短期入所を行う医療機関は県内12ヶ所まで拡大しましたが、6ヶ所を擁する岐阜、4ヶ所を擁する中濃を除き、西濃、東濃、飛騨は極めて手薄な状況にあります。このため、これらの地域を中心にオーダーメイド型支援をスタートし、多治見市民病院でモデル事業により利用を飛躍的に増加させたほか、9月補正予算で事業化した実務の習熟に対する支援策等により、中濃厚生病院、高山赤十字病院の介護老人保健施設、久美愛厚生病院において、新たに受入れが始まる見込みでございます。さらに西濃でも新規の協議を進めており、今後とも事業所毎の課題にきめ細かく対応しながら、短期入所の拡充を図ってまいります。

(3) 看護師の特定行為に関する研修の充実について

<答弁> 健康福祉部長

国の掲げる特定行為を行う看護師の養成数を達成するためには、本県で毎年約200人の養成を行う必要がありますが、県内病院を対象に、来年度の研修受講予定について調査した結果、受講予定者は10人程度にとどまっています。受講をためらう理由について、医療現場に直接伺ったところ、特定行為を行う看護師の具体的な活用方法や導入のメリットが明確でないといった意見をお聞きしました。

県としては、研修受講に対する支援要望を踏まえつつ、今後の研修受講ニーズを見極めながら支援のあり方について検討してまいります。

他方、研修受講者の利便性を考慮すると、県内の受け皿となる指定研修機関を整備する必要があると考えており、現在、岐阜大学医学部附属病院が指定研修機関の申請を検討されていることから、実施に必要な体制整備について調整を進めているところです。

Ⅲ. 岐阜県図書館のこれからについて

(1) 県図書館における運営形態、人員体制、図書購入費の確保について

<答弁> 教育長

岐阜県図書館のこれからについて、3点ご質問をいただきました。はじめに、

県図書館における運営形態、人員体制、図書購入費の確保についてお答えします。県図書館には、市町村立図書館の支援などの県の中核図書館としての重要な役割と、選書やレファレンスサービスなどの長期的な視点、経験に培われた専門的ノウハウを必要とする業務があります。地方自治法に指定管理者制度が規定されたことに伴い、その導入について検討しましたが、平成20年に、こうした業務の継続性を確保するために県直営を継続すべき、という結論に至っており、現在でも、その方針に変わりはありません。また、先の9月議会でお答えした「情報共有・発信型図書館」を目指すために、必要な人的体制の整備や、図書購入費の予算確保に努めてまいりたいと考えております。

(2) 教育研修機関や試験研究機関などへの支援について

<答弁> 教育長

次に、教育研修機関や試験研究機関などへの支援についてお答えします。県図書館では、市町村立図書館や大学及び短大の図書館など、県内の様々な図書館と連携し、図書資料の相互貸借や、司書研修会の共催等を行っています。また、小学校、中学校、高等学校の図書館や行政機関、各種団体等に対しては、申込に応じて図書資料を貸し出していますので、看護専門学校などの教育研修機関や試験研究機関に対しても、積極的な利用について働きかけてまいります。

(3) 健康医療情報に関する県民の調査や習得を支えるためのサービス提供について

<答弁> 教育長

最後に、健康医療情報に関する県民の調査や習得を支えるためのサービス提供についてお答えします。県図書館では、平成22年度に「健康医療情報コーナー」を設置し、利用者の立場に立った探しやすい本の配置を行っています。設置後は、保健師による蔵書診断を受けるなど、蔵書の充実に努めているところです。また、「しらべかた案内」を作成し、医療や薬に関する相談窓口への紹介や、参考となる図書やホームページ、データベースなどの情報を提供していますが、より専門的で詳細な情報を求める利用者のニーズにも応えていく必要があると考えております。このため、今後は、保健、健康、医療に関わる機関や団体との連携をさらに深め、幅広い利用者の要望に対応した健康医療情報を提供できるよう検討してまいります。

IV. I AMAS について

(1) 創立20周年を迎えるにあたっての、I AMASの役割と取組みを知ってもらう提案について

<答弁> 商工労働部長

これまでI AMASでは、同校発のメディアアート作品を体験できる「ペンナーレ」、サラマンカホールで、の電子音楽コンサートをはじめ、参加・体験型の様々なイベントにより同校の取組みを紹介してまいりましたが、議員ご指

摘の通り、来年の創立20周年は、県内の皆様に同校を広く知って戴く絶好の機会と考えています。

そこで来年は、こうした従来の取組みや20年の歩みを総括するシンポジウム、記念誌の編纂を通じ県内メディアアートの歴史に触れて戴く取組みに加え、今年、美濃市の古民家でI AMAS演出のもと怪談噺を行った「美濃のいえ」のような地域活性化プロジェクトの実施、一般開放したI AMAS校舎内で斬新な研究成果に直接触れて体験戴ける「オープンハウス」の開催などを通じて、県民の皆様へI AMASの取組みを分かり易く伝えてまいります。

また、県美術館との連携も視野に入れつつ、議員ご提案の29年度開催予定の新県美術展などでもI AMASをアピールしていくよう検討してまいります。

(2) 今後の研究の在り方について

<答弁> 商工労働部長

I AMASでは、全国に比類なき斬新な研究及び人材育成に取り組んだ結果、特にメディアアート分野では国内外から高い評価を受けております。一方近年、研究成果の地域おこしへの活用や県内で起業した卒業生によりビジネスにつながった事例も現れております。例えば、地元鉄道の列車内でクラブ音楽に合わせて郡上踊りを楽しむイベントや、先ほどの「美濃のいえ」等の取組みを通じ地域活性化に貢献しております。また、地場産業と協働製作した「光る柵」を商品化した事例や、スマートフォンをかざすと音楽を奏でる紙媒体の技術を用い大手飲料会社の販促品開発に協力した事例も出ております。

今後も、世界に羽ばたく研究・人材育成を引き続き推進するとともに、地域活性化への貢献や卒業生の県内定着にも力を入れていきたいと考えております。I AMASでの研究成果を活かし、優れた意匠や機能を有する新商品・新サービスを開発するための産学連携を強化するなど、I AMASの教授・学生と地域のコミュニティ・企業との接点を増やす取組みも強化してまいります。